

通学区域制度について

1 通学区域制度に関する法令の規定等

(1) 就学校の指定(学校教育法施行令 第5条)

児童生徒の就学すべき学校については、住所地の市町村教育委員会が指定する。

(2) 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会はあらかじめ「通学区域」を設定している。この通学区域については、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域コミュニティが形成されてきた歴史的経緯等、それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断にもとづいて設定される。

(3) 就学校の変更(学校教育法施行令 第8条)・・・指定学校変更制度

市町村教育委員会から指定された就学校が、子どもの状況等に合致しない場合で、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認める場合には、市町村内の他の学校に変更することができる。

(4) 通学距離に関する要件(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条)

通学距離は、小学校では4km以内、中学校では6km以内とする。

2 通学区域制度に関する文部科学省の通知

(1) 通学区域の弾力的運用について(平成9年度)

- ・ 地域の実情や保護者の意向に配慮して、通学区域制度の運用の弾力化を図る。
- ・ 通学区域制度に関して広く保護者に周知するとともに、就学に関する相談体制の充実を図る。

(福岡市では・・・)

指定学校変更が認められる期間を延長するなど、指定学校変更の要件を弾力化。

(2) 学校教育法施行規則の一部改正について(平成14年度)

- ・ 指定学校変更についての要件及び手続きを明確化し、公表すること。

(3) 学校教育法施行規則の一部改正及び就学校の変更の取扱いについて(平成17年度)

- ・ 就学校を指定する通知に、指定の変更について保護者の申立ができる旨を示すこと。

(福岡市では・・・)

入学通知書の様式を変更し、申立が可能旨を明記。

3 本市における通学区域の設定について

(1) 通学区域設定の仕組み(学校の分離新設の場合)

- ①新設校の通学区域、分離元校の通学区域変更について、教育委員会と自治協議会関係者・PTA等で協議し、合意形成を図る。
- ②教育委員会は合意形成にもとづき、福岡市通学区域審議会(学識経験者・地域代表・PTA代表等で構成)に通学区域の設定を諮問し、答申を得る。
- ③答申にもとづき、教育委員会で通学区域を設定し、自治協議会関係者・PTA等に周知する。

(2) 通学区域に関する福岡市の基本的考え方

福岡市では、小学校区ごとに公民館を設置するなど、小学校区を単位としたコミュニティ施策を推進しており、それぞれの校区で自治協議会が設立されている。

各学校においても、地域との密接な連携を基礎にして学校運営を進めており、通学区域と地域コミュニティの範囲は一致することが望ましいことから、福岡市では、通学区域を自由に選択できるいわゆる学校選択制度は導入していない。

4 通学区域の弾力化への取り組み

(1) 福岡市における指定学校変更の要件

- ①心身の故障により遠距離の学校に通学することが困難な場合
- ②転出学により著しく教育に支障を来す場合
- ③短期間の居住後再度転居(転出入)することが確定している場合
- ④転居(転出)することが確定しているため学期(学年)始めから転居(転出)先の学校へ入学(転入)する場合
- ⑤両親が共働きのため、帰宅後監督者がいない場合
- ⑥公共事業による立退きの場合
- ⑦転校の結果、学校行事に参加できなくなるとき
- ⑧いじめ、不登校等児童生徒の生活指導上特に問題があるため、指定学校へ通学することが適当でない判断される場合
- ⑨転出学により兄弟姉妹が卒業まで指定学校を変更する場合の兄弟姉妹について
- ⑩保護者が、教育委員会が特別転入学制度に指定する学校に就学を希望し、教育委員会が就学を認めた場合(海っ子山っ子スクール)
- ⑪遠距離通学解消のため、指定学校変更許可区域の保護者が変更許可校への通学を希望する場合

(2) 海っ子山っ子スクール(小規模校特別転入制度)について・・・(1)の⑩

①制度の趣旨

海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切にし、自然を生かした教育活動を行っている小規模な学校に通学することにより、豊かな人間性をはぐくみ、自然を愛する心をつちかう。

②通学についての条件

- ・児童生徒自身が自力で公共の交通機関を利用し通学する。
- ・通学時間はおおむね1時間以内とする。
- ・保護者の責任と負担において通学する。

③対象校及び在籍人数 (平成20年5月1日現在)

学 校 名	児 童 生 徒 数	うち「海っ子山っ子」
勝馬小	24名	12名
曲瀨小	31名	24名
能古小	74名	42名
能古中	42名	22名

対象校位置図



(3) 遠距離通学の解消について・・・(1)の⑪

①制度の趣旨

通学距離や通学時間を踏まえた一定の基準(*)による指定学校変更を認め、現行の通学区域制度は維持しつつ、遠距離通学の解消及びバス通学の費用負担の軽減を図る。

②通学距離等に関する基準

小学校：概ね2kmを超える場合

中学校：概ね3kmを超える場合

③対象地域及び対象児童数

東区名子地区 (多々良小学校 → 青葉小学校)

